

# 改正案

丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

丸亀市固定資産評価審査委員会 委員長 藤田 秀光

丸亀市固定資産評価審査委員会告示第 号

丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程の一部を改正する規程

丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程(平成17年固定資産評価審査委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例及び附属機関会議 公開条例施行規程	丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例及び附属機関会議	丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程	丸亀市固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程
丸亀市固定資産評価審査委員会が管理する公文書に係る丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)の施行及び丸亀市固定資産評価審査委員会の附属機関の会議の公開に係る丸亀市附属機関会議公開条例(平成18年条例第37号)の施行については、丸亀市情報公開条例施行規則(平成17年規則第16号)及び丸亀市附属機関会議公開条例施行規則(平成18年規則第35号)の規定を準用する。	丸亀市固定資産評価審査委員会が管理する公文書に係る丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)の施行及び丸亀市固定資産評価審査委員会の附属機関の会議の公開に係る丸亀市附属機関会議公開条例(平成18年条例第37号)の施行については、丸亀市情報公開条例施行規則(平成17年規則第16号)及び丸亀市附属機関会議公開条例施行規則(平成18年規則第35号)の規定を準用する。	丸亀市固定資産評価審査委員会が管理する公文書及び個人情報に係る丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)及び丸亀市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)の施行並びに丸亀市固定資産評価審査委員会の附属機関の会議の公開に係る丸亀市附属機関会議公開条例(平成18年条例第37号)の施行については、丸亀市情報公開条例施行規則(平成17年規則第16号)、丸亀市個人情報保護条例施行規則(平成17年規則第20号)及び丸亀市附属機関会議公開条例施行規則(平成18年規則第35号)の規定を準用する。	丸亀市固定資産評価審査委員会が管理する公文書及び個人情報に係る丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)及び丸亀市個人情報保護条例(平成17年条例第22号)の施行並びに丸亀市固定資産評価審査委員会の附属機関の会議の公開に係る丸亀市附属機関会議公開条例(平成18年条例第37号)の施行については、丸亀市情報公開条例施行規則(平成17年規則第16号)、丸亀市個人情報保護条例施行規則(平成17年規則第20号)及び丸亀市附属機関会議公開条例施行規則(平成18年規則第35号)の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。